

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（平成31年4月1日現在）

団体名	公益社団法人 静岡県農業振興基金協会		
所在地	静岡市駿河区曲金三丁目8番1号	設立年月日	昭和56年8月25日
代表者	理事長 鈴木 勝	県所管課	経済産業部農業戦略課
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		
団体の沿革	昭和56年8月25日 社団法人静岡県農業振興基金協会 設立 平成24年4月1日 公益社団法人静岡県農業振興基金協会に組織変更		
運営する施設	-		
団体ホームページ	http://group.ja-shizuoka.or.jp/kikin		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	2,000,000	49.9
静岡県経済農業協同組合連合会	390,000	9.8
静岡県信用農業協同組合連合会	340,000	8.5
全国共済農業協同組合連合会	230,000	5.8
その他	1,041,000	26.0
基本財産(資本金) 計	4,001,000	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	0	常勤職員	1
うち県OB	0	うち県OB	1
うち県派遣	0	うち県派遣	0
非常勤役員	14	非常勤職員	2
役員計	14	職員計	3

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。（定款第3条）

2 団体が果たすべき使命・役割

農業団体と県が一体となって、きめ細かい本県農業の振興施策を長期的かつ計画的に展開するため、基本財産の運用益をもって、農業関係機関・団体や農業者グループ等の自主的な取組みに対して助成措置を講ずることにより、本県農業の振興や農村地域の活性化を図る。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会経済環境の変化や新たな県民ニーズ	近年、農業者・団体において県産品の販路の確保・拡大に関する取組実績が多く、特に農産物マーケティング事業に対する需要が増えている。
行政施策と団体活動との関係(役割分担)	行政機関を含め農業振興のための助成事業を全県的に実施している団体は他になく、その助成対象は県域組織だけでなく地域の生産者組織等まで幅広く助成を実施している。そのため、県行政においては一定規模以上の農業者等を「ビジネス経営体」と位置づけ、担い手の中心としてその育成を重点施策としているが、農業基金協会においては農村における自主的な取組みに対してもきめ細やかな支援を展開している。
民間企業や他の団体との関係(役割分担)	農業振興公社に対しては、助成事業の中に「次世代農業を担う人材確保・育成支援事業」を設置し、農業振興公社への助成を実施している。これにより、連携した事業展開を実施されている。また、その他農業団体が行う農業振興事業の支援を目的に、助成を行っている。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	H30 決算	R1 予算
自主事業	指定事業(助成事業)	農業関係機関、団体等が農業施策等の実現を図るため実施する事業を支援する。	9,000	9,000
自主事業	一般事業(助成事業)	農業者グループ、農業団体等が基本方針に沿った自主的な活動を展開するために必要な経費の一部を助成する。	14,704	20,400
自主事業	事務局事業	県民に広く本県の農林水産業を紹介し、農業や農村に対する理解促進を図るため、パンフレットを作成する。	500	500
合 計			24,204	29,900

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値 (年度)
	H28	H29	H30	評価	
・助成事業実施件数 (件)	80	58	53	A	60 (R2)
	88	66	54		
・助成事業利用者満足度 (%)	100	100	100	A	100 (R2)
	99	98	100		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	以下のとおり経営目標の達成率を示す。 ①事業成果については、助成事業実施件数54件で、目標達成率102%であった。 ②事業活動については、助成事業利用者満足度のアンケート調査の結果、100%であり、目標を達成した。	○	左記の通り、経営目標の達成率はおおむね良好である。 引き続き、効率的に業務を実施することが望ましい。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	農業振興の助成事業を主として実施しており、本県農業を振興するため、JAや農業法人への助成を行っている。助成事業の利用者からは高い満足度を得ており、今後も、本県農業を振興し、生産性、収益性の高い農業の育成等に資するために、重要な役割を担っている。	○	農業振興のための助成事業を全県的に実施している団体は他になく、本県農業を振興するため、生産性・収益性の高い農業の育成や経営意欲のある農業者等の育成・確保、魅力ある農村環境の整備のために重要な役割を担っていると判断する。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの以外)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
農業振興公社と連携した事業の実施や統合を検討(H23)	○ 助成事業の中に「次世代農業を担う人材確保・育成支援事業」を設置し、農業振興公社への助成を実施している。	○ 農業振興公社への助成を実施することで、連携した事業展開を実施されている。
農業者グループ等に対するより効果的な助成のあり方を検討(H23)	○ 助成事業については、慎重な審査を行い、対象者を選考している。	○ 助成事業について、担当者検討会、事業運営小委員会、事業運営委員会、理事会の段階を経て慎重に対象者を選考し、効果的な助成を実施できるよう検討している。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区 分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	評価	備考(特別な要因等)	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	-304	461	622	A	
	経常損益 (a+b-e-f)	-304	461	622	A	
	公益目的事業会計	561	0	0	—	
	収益事業等会計	0	0	0	—	
	法人会計	-865	492	622	—	
	剰余金	91,874	99,397	109,377	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区 分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	主な増減理由等	R1 予算		
資産の状況	資産	4,096,874	4,104,397	4,114,377		4,104,734	
	流動資産	42,216	42,690	43,309		43,177	
	固定資産	4,054,658	4,061,707	4,071,068		4,061,557	
	負債	2,000,000	2,000,000	2,000,000		2,000,000	
	流動負債	0	0	0		0	
	固定負債	2,000,000	2,000,000	2,000,000		2,000,000	
	正味財産/純資産	2,096,874	2,104,397	2,114,377		2,104,734	
	基本財産/資本金	2,005,000	2,005,000	2,005,000		2,005,000	
	剰余金等	91,874	99,397	109,377		99,734	
収支の状況	運用財産	0	0	0		0	
	収入	事業収益 (a)	0	0	0		0
		うち県支出額	0	0	0		0
		(県支出額/事業収益)	(.%)	(.%)	(.%)		(.%)
	事業外収益 (b)	51,254	36,772	33,469		38,363	
		うち基本財産運用益	36,621	27,744	24,449		29,341
		特別収益 (c)	0	0	0		0
	うち基本金取崩額	0	0	0		0	
		収入計 (d=a+b+c)	51,254	36,772	33,469		38,363
	支出	事業費用 (e)	51,558	36,311	32,847		38,876
		うち人件費	9,000	7,622	6,951		6,961
		(人件費/事業費用)	(17.5%)	(21.%)	(21.2%)		(17.9%)
		事業外費用 (f)	0	0	0		0
特別損失 (g)		0	0	0		0	
支出計 (h=e+f+g)		51,558	36,311	32,847		38,876	
収支差 (d-h)	(304)	461	622		(513)		

2 経営改善の取組の実施状況と評価

基本財産運用益を事業の主財源としているため、経営の健全性は保たれているが、今後も金利の低下による運用益の減少が予想される。このため、短期的には運用益に合わせた事業量の見直しを行うとともに、長期的には金利変動リスクに影響されにくい基本財産の運用（債券運用のラダー方式化）を進めている。

また、基本財産運用益の一部を次年度以降の助成事業財源となる農業振興助成事業積立資産(特定資産)として積み立て、運用益が減少するなど事業資金が不足した場合には当該資産を取り崩し、助成事業資金に充てることとしている。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

-

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	基本財産運用益を事業の主財源としているため、健全性は保たれている。 近年のマイナス金利情勢により、運用益の減少が予想されるが、事業資金が不足した場合に備え、農業振興助成事業積立資産を積み立てている。	○	左記にあるよう、基本財産運用益により事業を実施しており、健全性は確保されている。 今後、運用益の低下が懸念されるが、中長期計画の中で事業量の見直し等も進めており、さらに、農業振興助成事業積立資産も確保されていることから問題ないと判断する。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
該当なし		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>債権の利息収入で事業を実施しているが、令和元年度以降も当該収入は減少し、令和3年度～4年度は公益法人移行後最低レベルになると予想される。</p> <p>よって今後の事業運営方針を次の通り設定する。</p> <p>①収支相償の協会運営を可能にするため、基本財産運用益および受取寄付金等の収入に応じて予算規模を決定する。</p> <p>②収入の内、基本財産については、元本が確実に回収可能な債券による各年2億円前後の運用を実施する。</p> <p>③指定事業による支出は寄付金を原資として最小規模で実施する。</p> <p>④一般事業については、収入に応じた予算規模の範囲以内で実施する。</p> <p>⑤農業振興助成事業積立資産を活用し、金利低下等のリスクに備え収支相償の協会運営を担保する。</p>	<p>左記にあるよう、今後も金利低下により債権の運用利息での事業実施は厳しい状況となることが思慮される。</p> <p>そのために、予算規模の見定め、基本財産の運用方針を確実に設定する必要がある。</p> <p>また、今後の事業継続およびリスクに備えるために、農業振興助成事業積立資産を確保し、収支相償の協会運営を担保する必要がある。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>今年度の取組について下記に示す。</p> <p>①指定事業は寄付金のみを原資として、総額900万円で実施することが決定している。</p> <p>②一般事業は、現場から使い勝手の良さ等が評価されているが、より効果的な事業展開に資することとする。</p> <p>③緊急助成については、今年度は原則実施しない。</p> <p>④支出のうち人件費が大きなウェイトを占めているが、平成29年度下期より人事体制を見直して経費削減に努めている。</p>	<p>指定事業については、寄付金900万円の中で実施することを決定しているため、確実な管理が必要である。</p> <p>一般事業については、申請されてきた事業を慎重に審査し、適切に実施する必要がある。</p> <p>支出について、人事体制を変更しているが、常勤が1名減少したことにより、より効率的、効果的な事業運営が求められる。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H28	H29	H30	R1	備考(増減理由等)
常勤役員数	0	0	0	0	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	0	0	0	0	
常勤職員数	2	2	1	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	1	1	1	1	
県支出額	0	0	0	0	
補助金	0	0	0	0	
委託金	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
県からの借入金	0	0	0	0	
県が債務保証等を付した債務残高	0	0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	必要最低限の体制で運営している。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	—	該当なし
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	—	県OB職員の在籍はあるが、派遣職員は該当なし。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	—	該当なし
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	—	該当なし

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-		
利用者アンケート	○	○	平成26年度より利用者満足度調査を実施している。	ほぼ100%の満足度を得ている。アンケート調査結果は平成27年度より事業運営委員会に報告している。
利用者等意見交換会	-	-		
その他 ()	-	-		

○:実施している／公表している -:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

農作物鳥獣被害対策事業、遊休農地・耕作放棄地等利活用推進事業、食農教育支援事業について、NPO法人や地域づくり団体等の市民団体にも助成対象を拡大した。